

宗教的理由により輸血を拒否する患者に対する当院の基本方針

当院では、患者さんの治療に際し、できる限り無輸血での医療提供に努めると同時に、生命の安全確保を最優先としております。この考え方に基づき、今後は「相対的無輸血」を基本方針として対応いたします。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「相対的無輸血」とは

無輸血での治療に最大限の努力を行います。救命のため輸血が不可避と医療上判断される場合には、輸血を実施する方針です。

2. 治療説明と自己決定の尊重

治療開始前に、当院の方針について十分に説明し、患者さんの意思決定を尊重します。この方針にご同意いただいた場合、可能な限り輸血を回避する方法を選択して治療します。

3. 絶対的無輸血をご希望される方への対応

当院の方針にご同意いただけない場合、無輸血治療に対応可能な医療機関での受診をお勧めいたします。

4. 救命のための輸血実施について

相対的無輸血の方針にご同意いただいた上で治療を行う場合、救命のために輸血が必要と判断された際には、同意の有無にかかわらず輸血を実施します。

5. 判断能力がない患者さんへの対応

判断能力がないと認められる患者さん、未成年の患者さん、意識障害のある患者さん等の場合には、生命維持に輸血が必要と判断した際には、ご家族や保護者の意向にかかわらず輸血を行います。

6. 輸血が高い確率で必要となる症例の対応

高度な出血が予想され、輸血が高い確率で必要となる治療については、適切な医療機関へのご相談をお願いいたします。

7. 免責証書等への対応

絶対的無輸血を前提とした「免責証書」等には同意いたしかねます。

(2025年12月 岩手県立磐井病院 院長)